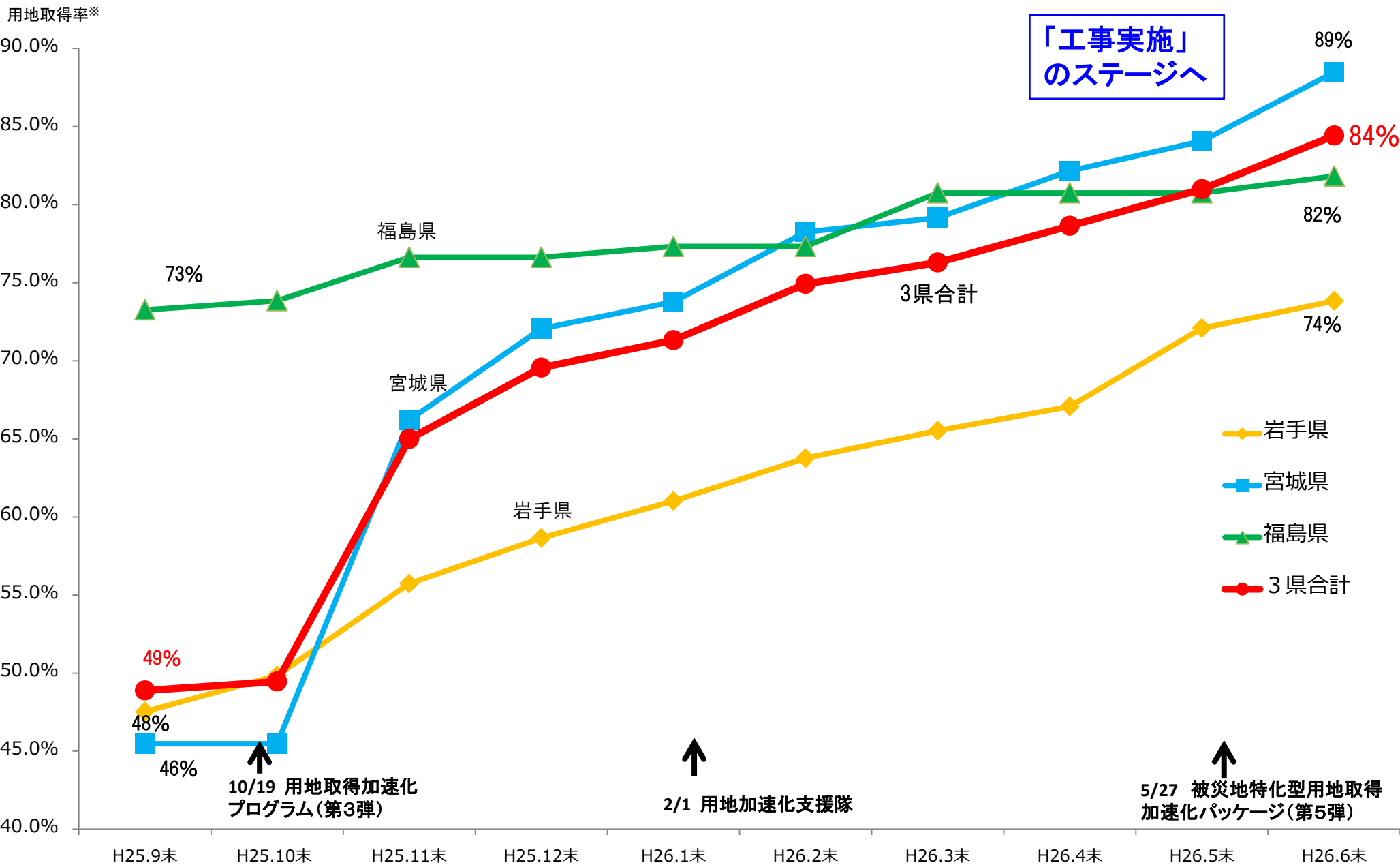


防災集団移転促進事業の用地取得率の推移



※防災集団移転促進事業の移転先用地の取得率(面積ベース)

被災地特化型用地取得加速化パッケージ（概要）

平成26年5月

用地取得加速化プログラム等のこれまでの加速化措置に加えて、地方公共団体の負担軽減や土地収用手续の迅速化を強化して、とりまとめ

【地方公共団体の負担軽減】

- 司法書士、補償コンサルタントへの外注促進
- 登記情報の共有（登記情報の電子データ提供制度の活用促進）
- 相続調査の迅速化・効率化（家庭裁判所への相続放棄の申述の有無の照会）
- 司法書士の市町村への駐在

【地方公共団体の負担軽減】

- 用地取得事務の補償コンサルタント等への外注促進
- 司法書士、土地家屋調査士等への登記業務の外注促進

権利者調査

所有者等が不明

所有者が判明

用地交渉・取得

遺産分割協議中（相続人多数）

財産管理制度の活用

（※）は裁判所の取組

財産管理人の選任手続（※）

（通常）1か月
⇒ 1～2週間程度

土地の売買（権限外行為）の許可手続（※）

（通常）3週間
⇒ 1週間程度

財産管理人と売買契約
用地取得

○財産管理人の候補者（弁護士・司法書士）を3県で587名確保
⇒地方公共団体が候補者を探す手間を不要に

○選任申立における申立地や提出書類の柔軟化（※）

- ・従来の住所地ではなく、不動産の所在地の家庭裁判所で申立て
- ・買取不動産のみを記載した財産目録の提出

地方公共団体の事務負担の軽減と手続期間の大幅短縮が実現

土地収用制度の活用

【被災地特化型土地収用手続】

事業認定の申請準備

事業認定手続

収用裁決の申請準備
・土地調書の作成等は不要に

収用裁決申請

緊急使用許可

工事着手

収用委員会
で論点整理等

土地調書の作成等

収用裁決

補償金の支払い
権利取得・明渡し

工事着手

期間
6月
↓
1年

収用加速化7本柱

～法改正を踏まえて運用面から更に措置を強化～

- ① 測量・設計を並行して実施
- ② 説明会の開催方法の効率化（用地説明会等と兼ねて開催）
- ③ 復興事業における早期事業認定申請ルール（任意買取と並行した収用手続の進行）
- ④ 事業認定手続期間の短縮（3ヶ月→2ヶ月）
●法律上も明記
- ⑤ 権利者調査の合理化
○ガイドラインの作成・周知
- ⑥ 緊急使用の活用
●緊急使用の期間の延長
●緊急使用の要件の明記
○法改正を踏まえた運用の明示
- ⑦ 収用裁決手続の迅速化
●裁決申請等の土地調書等の添付を不要に
●早期の収用裁決の努力義務
○法改正を踏まえた運用の明示

（注）赤字は、第5弾の追加措置 ●印は、立法措置による追加施策